

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

1. 警察官Kは、覚せい剤取締法違反罪(約10日前の覚せい剤約1グラムの所持の被疑事実)により、裁判官から、搜索すべき場所を被疑者X方とし、差し押えるべき物を「覚せい剤、メモ、日記帳、携帯電話その他本件に関連する物」として発付された搜索差押許可状により、被疑者Xを立会人としてX方を搜索したところ、リビングルームの食器棚の中に覚せい剤約0.3グラムを発見し、寝室のベッドの布団の下に、「シャブ*、Aから引く ○月○日2万 ×月×日1万、△月△日4万」との記載のあるメモ紙1枚(以下「本件メモ」という。後の捜査で被疑者Xの筆跡と判明した。)を発見したので、これらを差し押さえた。また、Kは、寝室の脇机の引出しの中に、使用済みの注射器1本を発見したので、①当該注射器も差し押さえた。そして、たまたまX方を訪れていたXの友人Yがそわそわした態度であったことから、Kは、②Yの身体を搜索したところ、Yのズボンの右ポケットの中に覚せい剤約0.1グラムを発見したので、Yを覚せい剤所持の現行犯人として逮捕し、当該覚せい剤を差し押さえた。
2. 検察官は、Xを覚せい剤取締法違反罪(覚せい剤約0.3グラムの所持の事実)により、公訴を提起した。

Xは、公判手続において、犯行を否認し、「自宅で発見された覚せい剤は自分のものではない。友人のYが隠したものと思う。」旨主張したので、検察官は、本件メモについて、立証趣旨を「被告人Xが覚せい剤を購入していた事実」として、その取調べを請求したが、Xの弁護人は、不同意の意見を述べた。

* 「シャブ」とは、覚せい剤を意味する隠語である。

問(1)(配点:25点)

- (ア) 下線部①の注射器の差押えの適法性について論じよ。ただし、本件の搜索差押許可状は適法に発付されたものとする。
- (イ) 下線部②のYの身体に対する搜索の適法性について論じよ。

問(2)(配点:25点)

事実2において検察官が取調べを請求した本件メモの証拠能力について論じよ。ただし、事実1の搜索・差押えの適否が与える影響については論じなくてよい。